

8月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和4年8月18日（木）午後2時05分から午後3時35分

2、開催場所 市役所2階 第一会議室

3、出席委員の氏名

教育長 小林 正人

職務代理者 三枝 泰子

委員 小俣 和英、小笠原 幸夫、村上 憲司

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小笠原 幸夫委員、村上 憲司委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が7月定例会会議録を朗読し承認される。

8、報告

①教育長報告

令和4年7月25日から令和4年8月10日までの教育長活動が報告された。

②指定校変更及び区域外就学について

指定校変更2件について、承認を行った事務処理について報告された。

9、議事

議第5号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について

【説明】 学校教育課長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されている。これに基づき、点検、評価を行い、議会に提出する資料として作成した旨の説明があり、学校教育課所管事業について説明がなされた。

【説明】 教育次長

生涯学習課所管事業について説明がなされた。

小俣委員

「主要施策・点検評価表」に示されている方向性とは、令和4年度にどうするかということか。

学校教育課長

令和4年度の方向性となります。

小林教育長

教育委員会事務局では、「体育スポーツ振興・奨励事業」では、「市民スケート教室」や「市民歩け歩け大会」などを行っているが、いずれの事業も参加者が減少傾向にあり事業の廃止も検討したが、「市民スケート教室」は育成会の主要な行事として、「市民歩け歩け大会」も自治会等の行事と位置づけられている場合もあり、地域の状況等を把握した上で検討することとした。

三枝委員

「教員住宅管理事業」について、大幡教員住宅はボイラーの容量不足等の問題から入居者が少なく、教員住宅から用途を変更するという案もあったが、このまま教

員住宅として管理していくのか。

学校教育課長

大幡教員住宅については、子育て世帯用への転用等も検討されたが、子育て世帯用の住宅とするためには、二部屋を一部屋に改修する必要があり、建物の構造上の制約もあり、教員住宅として管理していくこととし、入居者を増やすため、市担教員の入居も可能とするなど入居要件を緩和した。なお、入居者にはボイラーの容量に問題があることを承知した上で、入居していただいている。

小林教育長が「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」について意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第6号 令和4年9月定例議会補正予算（案）について

【説明】 教育次長

今回の補正予算は、市民大学事業「シリウスカレッジ」について、国の地方創生推進交付金の対象事業となったことに伴い、事業に係る財源の一部を一般財源から国の交付金に財源更正を行うこととなったことに伴う補正予算である旨の説明がなされる。

小林教育長が「令和4年9月定例議会補正予算（案）」について意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第7号 成年年齢の引き下げ後の成人式名称について

【説明】 教育次長

2022年4月1日より民法の改正で成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年1月に開催予定の令和5年成人式について、県内他市町村等の動向を踏まえ、本市では名称を「^{はたち}二十歳の成人式」とする提案につ

いて説明がなされた。

村上委員

「祝う会」などと言う名称を用いても、一般的には成人式と呼ばれることになると思う。対象者を「二十歳」に限定するという意味で「二十歳の成人式」という名称とする案に賛成である。

小林教育長が「成年年齢引下げ後の成人式名称」について意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第8号 学校給食調理及び配送等業務の民間委託（案）について

【説明】 学校教育課長

学校給食の調理業務については、「都留市小中学校給食会」に、配送業務は富士急バス株式会社に業務委託しているが、小中学校給食会の調理員が慢性的に不足しており、学校給食の実施が困難となる恐れもあることから、豊富な人的資源や学校給食に対するノウハウを持つ民間事業者により調理・配送業務を一括で委託することで、給食の安定的な提供を行うため公募型プロポーザルにより業者選定を行う方針について説明がなされた。

小笠原委員

民間事業者に業務委託した場合、これまで調理業務等に従事していた給食会等職員の処遇はどうなるのか。

学校教育課長

業務委託の仕様書で、調理業務を委託している学校給食会職員と配送業務にあたる者については、可能な限り継続的に雇用すること、また給与面でも、現在の給与を下回らない待遇とすることを定めている。

村上委員

自校方式の禾生第一小学校等も民間委託となるのか。

学校教育課長

学校給食センターの他、自校式の禾生第一小学校、禾生第二小学校の調理場についても一括で業務委託をする予定である。

小笠原委員

受託しようとする民間事業者の見込みはあるか。

学校教育課長

昨年度から、複数の民間事業者より業務実績等の説明を受けており、数社がプロポーザルに参加すると見込んでいる。

三枝委員

上野原市に勤務していた時に、自校式の学校と、民間事業者が調理を行う給食センターとで給食に差が出たことがあり、民間事業者に委託した場合、給食の質が低下するといった心配は無いか。

学校教育課長

民間事業者に委託後も、給食の献立や調理の指示書はこれまでと同様に栄養教諭が作成することとなり、栄養教諭による味見も行う。また、事業受託にあたっては、ある程度の業務実績があることも要件としており、評判の悪い事業者は受託が継続されないこともあり、給食の質の低下は起こらないと考えている。

三枝委員

県内の他市町村の給食調理業務の民間事業者への委託状況はどうなっているか。

学校教育課長

富士吉田市、大月市、上野原市とも民間事業者に委託しており、本市のような

半民半官の給食会に委託しているといった自治体は少ない。

小俣委員

現在、調理業務を担う都留市小中学校給食会は非営利の団体であるが、民間事業者となると利益を求めることとなり、給食費の値上げ等が生じる心配はないか。また、調理員の急な休暇や退職が生じた場合の対応はどのようなのか。

学校教育課長

給食の原材料費は小学生 275 円、中学生 310 円の市が決めた基準内となるよう市が購入しており、調理業務等の民間委託により給食費の値上げは生じない。民間事業者に委託する場合は、市が支払う業務委託料が増額されることとなるが、公募型プロポーザル方式での業者選定となるため、業務委託料だけで受託業者を決定せずに、他の事項も採点し業者を決定する予定である。また、調理員が急に退職したような場合であっても、応援体制が講じられることも業務委託の要件としており、より安定した給食の提供が可能となるものと考えている。

村上委員

アレルギーへの対応は可能か。また、小中学校側は市の民間事業者への業務委託の方針について承知しているか。

学校教育課長

アレルギーへの対応についても業務委託の要件としている。また、小中学校へは、都留市小中学校給食会理事会や、校長会会議等で民間への業務委託については説明を行っており、学校側の理解も得られている。

小林教育長

学校給食の民間事業者への業務委託については、1 1 月には予定事業者を決定し、業務委託に要する事業費についての債務負担行為を 1 2 月定例市議会に提案することを予定している。市議会です承が得られれば、予定事業者から早めに人材を派遣していただき、調理業務等が円滑に移行できるよう準備を進める予定である。

小俣委員

受託事業者の交代に係る事前準備が充分に行われるということは、非常に安心できることである。

小林教育長が「学校給食調理及び配送業務の民間委託（案）」について意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第9号 都留市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について

【説明】 学校教育課長

旭小学校の禾生第一小学校への統合に伴う、都留市立学校設置条例等の改正（案）については、令和4年1月の定例教育委員会議で承認をいただき、7月定例会において、9月定例市議会に条例の改正（案）を上程する旨を報告したところであるが、その後、旭小学校の閉校後の管理等について協議し、閉校後の活用方法が決定するまでの当分の間、地域住民がこれまでと同様に屋内運動場等の施設を利用できる対応を行うこととした。そのため、学校設置条例の改正に合わせ、都留市学校施設使用条例を改正し、閉校後の旭小学校について当分の間、教育委員会の指定により学校使用条例の適用施設とし、地域住民の使用に供することができるよう条例に所要の改正を行うことについて説明がなされた。

小林教育長が「都留市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

【 了 知 】

10、教育長閉会宣言